

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部医療政策課
施策名	(1) 必要なときに必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備	課(室)長名	伊藤 幸繁
事業群名	① 医療提供体制の構築-2(医療提供体制の構築)	事業群関係課(室)	薬務行政室、国保・健康増進課、障害福祉課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 将来の医療需要予測に基づき、目指すべき医療提供体制を含む構想を策定、その実現に向け在宅医療の充実などに取り組み、効率的で質の高い医療提供体制の確保を図ります。また、離島・へき地医療の確保など地域における多様な課題の解決に取り組みます。						(取組項目) i)ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化 ii)ニーズに応じた医薬品や医療機器等を安定して供給できる体制づくりの強化				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、患者数の将来推計等に基づき、目指すべき医療提供体制の姿を描いた「長崎県地域医療構想」を平成28年11月に策定した。構想実現のため、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、消費税を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療と介護が一体となって、医療機能の分化・連携、在宅医療の充実、人材の確保を柱とする取組を進めている。  ※地域に必要な医療機能の整備率=地域医療構想で目標としている令和7年度の回復期病床の整備率。 令和2年度はその50%を目標としている。
	地域に必要な医療機能の整備率		目標値①	10%	20%	30%	40%	50%	50% (R2)	
			実績値②	—	14%	20%	38%		進捗状況	
		②/① (達成率)		140%	100%	126%			順調	

2. 30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			30年度事業の成果等	中核事業		
				H29実績	うち一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H29目標			H29実績	達成率
1	取組項目 i	ドクターヘリ運営事業費	H18-	298,295	205,797	4,023	救急患者	消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。	活動指標	救急患者搬送件数(件)	数値目標なし	833	—	●事業の成果 ・消防本部等から1,129件の要請があり、898件出動。出動できなかった事例は天候不良57件、別件出動中146件、時間外11件、要請側からのキャンセル17件。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・ドクターヘリを使った救急患者搬送を行うことで、救命率の向上や後遺症の低減を図るとともに医療機関の連携にも寄与した。	○
				298,672	195,629	3,986					数値目標なし	898	—		
				304,445	189,879	3,987					数値目標なし	78	—		
2		保健医療対策費	H16-	4,218	3,277	1,608	県民	各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進を図った。	活動指標	検討対象とする疾患数(件)	5	5	100%	●事業の成果 ・H30年度における協議会開催回数は、前年度に長崎県医療計画の改訂が完了し、新計画の初年度であったため、進捗確認等で提供できるデータがまだ乏しく、回数未達成となったが、全ての医療圏において少なくとも1回会議を開催し、必要な事項について十分に検討できた。	
				4,333	3,825	1,610					5	5	100%		
				5,649	4,306	1,600					20	32	160%		
		医療政策課						成果指標	協議会・部会の開催回数(回)	20	14	70%			
		医療政策課								20					

3	第二次救急医療体制整備費	S63-	136,366	32,659	4,023	医療機関	休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療機関に運営費や施設・設備整備に対する補助を行った。	活動指標	施設・設備整備に対する補助件数(件)	6	4	66%	●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等により二次救急医療提供体制が確保された。
			110,156	43,885	3,986				6	6	100%		
			471,404	33,427	3,987				9				
		医療政策課											
4	障害者歯科診療・休日歯科診療事業	S60-	19,400	19,400	805	障害者、休日歯科診療は県民	長崎県歯科医師会に委託し、障害者の歯科診療及び休日における歯科診療の確保を行った。	活動指標	障害者歯科診療の診療日数(日)	217	217	100%	●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所を核として、地域では歯科診療に巡回歯科診療を行い、佐世保市に歯科診療室を活用した常設診療拠点による障害者歯科診療の充実を図り、県内の障害者歯科医療体制の確保に寄与した。
			18,821	18,821	797				221	221	100%		
			18,667	18,667	797				223				
	国保・健康増進課												
5	精神科救急医療体制整備事業費	H19-	49,810	25,207	1,615	精神科急性期患者等	精神科救急医療センター(県精神医療センター内)において、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れや、精神障害者又は家族等からの医療相談に対応した。また、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行った。併せて、休日等の6医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行った。	活動指標	情報センター対応件数(件)	数値目標なし	1,509	—	●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行った。 【情報センター対応件数】 H29:1,509、H30:1,058 【救急医療センター対応件数】 H29:148、H30:186
			50,095	25,349	1,594				数値目標なし	1,058	—		
			58,111	26,472	1,595				数値目標なし				
	障害福祉課												
6	広域災害・救急医療情報システム費	H11-	14,051	9,932	1,609	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民	災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。	活動指標	救急医療情報利用機関数(件)	62	54	87%	●事業の成果 ・多くの県民が救急医療情報システムを利用し、在宅当番医の情報を得ることができている。また、広域災害救急医療情報システムの周知により、災害時において医療機関や市町等が負傷者数等必要な情報を入力・閲覧し、情報共有できる体制が整備されている。
			12,785	8,596	1,594				60	54	90%		
			23,224	17,007	1,595				59				
	医療政策課												
7	感染症予防対策事業	H11-	60,808	32,616	6,436	医療機関、保健所、市町、県民	総合的な感染症対策を推進するため、エイズ等感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動等による感染症の予防を図った。	活動指標	定点医療機関からの情報収集(回)	64	64	100%	●事業の成果 ・平成30年度は、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)が散発事例として25件発生したものの、集団感染が疑われるものは発生していない。正しい手洗い方法等の普及啓発の一定の効果が得られた。
			48,672	25,061	6,337				64	64	100%		
			64,806	32,510	6,378				64				
	医療政策課												
8	結核予防対策事業	S61-	16,090	12,583	1,609	結核患者、健診対象者	結核患者への管理検診及び患者の接触者に対する健診の実施、正しい結核知識の普及を行い、感染予防及びまん延防止を図った。また、患者の早期発見、早期診断のために啓発活動を行い、医療従事者高齢者施設従事者等に向け結核に対する意識向上を図った。	活動指標	接触者の健診受診率(%)	96	99	103%	●事業の成果 ・確実な接触者健診や管理検診を実施し、結核まん延防止が図られた。また、結核患者の早期受診・早期診断の地域連携体制の整備に努め、重点的に活動をおこなったことにより、患者発見に繋がりが一時的に罹患率が上昇していると考えられ、未達成となった。
			13,636	10,313	1,594				100	98.5	98%		
			18,936	13,981	1,595				100				
	医療政策課												
								成果指標	新規結核患者罹患率(人口10万人対)	15.7	16.8	93%	
									15.1	16.6	90%		



15	取組項目 ii	臓器移植対策事業	S60-	5,723	5,723	2,422	(公財)長崎県健康事業団 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行うことで、県民の臓器提供・移植に対する理解の深化、移植医療の推進を図った。	活動指標 臓器提供意思表示カード配布数(枚)	47,500	43,960	93%	●事業の成果 ・10月の臓器移植普及推進月間に合わせて、県庁や眼鏡橋などのグリーンリボンライトアップを行うなど、県民が臓器移植について考えるきっかけを作ることができ、移植医療の推進に寄与した。
				5,684	5,684	2,392			47,500	45,590	95%	
				5,666	5,666	2,392			20	15	75%	
		国保・健康増進課							成果指標 臓器提供情報件数(件)	20	22	
						20						

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) ドクターヘリ運航等救急医療体制の構築・災害時や感染症発生時における医療の体制強化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輪番で救急を担う病院の設備・施設整備の支援、救急医療協力病院へ補助を行うとともに、ドクターヘリについては、要請件数増加に伴う重複要請対策として、平成30年度から佐賀県との相互応援協定に基づく、運航を開始した。引き続き、重複要請の発生状況をみながら、効果的な対応を検討することとしている。</li> <li>・休日、夜間に発生する精神科救急医療に対する体制整備は、現在、各保健所圏域で精神科輪番病院制で速やかな対応をしている状況であり、課題となっている平日夜間の救急や身体合併症のある精神科救急患者への対応については、引き続き、精神科医・一般科医・警察・消防等との関係機関と連携を図りながら、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう検討を行っていく必要がある。</li> <li>・課題であった佐世保・県北地区の障害者歯科診療体制の充実について、平成29年度から歯科診療車を活用することにより解決を図った。今後、関係者と引き続き連携を図りながら円滑な運営を行っていく必要がある。</li> <li>・災害対策地方本部にて医療関係の総合調整を行う県災害医療地域コーディネーターを養成するための研修を実施し、新たなコーディネーターを委嘱した。今後、大規模災害等への体制整備を図るため、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の長崎空港への設置に向けて必要な資機材の整備や訓練を実施し、災害医療体制の強化を行っていく。</li> <li>・集団感染リスクが高い感染症の発生時においては、保健所による患者調査と接触者の調査によって、早期探知し、感染者には受診勧奨、除菌確認を行い、まん延防止を図った。なお、保健所による集団生活施設を重点とした衛生教育等により、集団感染の防止に引き続き努めていく必要がある。</li> <li>・長崎県の結核の現状として、罹患率は減少傾向にあるものの減少率は低下し横ばいにある。結核患者を早期発見し、確実に治療を行うことは結核の罹患率を下げることに繋がっていく。長崎県の結核患者の8割が高齢者であり、高齢者結核対策を進めていくことが重要になるため、高齢者が集団的生活をする施設や医療機関などに対し、結核健診の実施や有症状時に早期発見できるよう現状の啓発活動の更なる推進が必要である。</li> <li>・肝炎対策について、平成30年度は肝炎医療コーディネータの養成を行った。今後、引き続き肝炎医療コーディネータの養成を図るとともに、関係機関と協働し、肝炎ウイルス検査未受験者の更なる受検勧奨を働きかける。</li> </ul>	
ii) ニーズに応じた医薬品や医療機器等を安定して供給できる体制づくりの強化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等の立入検査等を行い、「不適」とされた施設については重点的に監視を行い、再発防止策の徹底を指導し、その後の改善を確認した。また無承認無許可医薬品について買上調査や注意喚起などを実施し、健康被害の防止に努めた。</li> <li>・献血確保目標量は概ね達成し、輸血用血液の安定供給に必要な献血量は確保することができた。しかし、少子高齢化が進む状況の中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であり、今年度も若年層を中心とした献血協力の啓発活動を継続して実施する必要がある。</li> </ul>	

### 4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	R2年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	ドクターヘリ運営事業費	—	—	引き続き効率的な運用を図っていく。	現状維持
2		保健医療対策費	—	—	医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として引き続き保健医療対策協議会等を活用していく。	現状維持
3		第二次救急医療体制整備費	—	—	救急医療体制の中心的役割を担う輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。	現状維持
4		障害者歯科診療・休日歯科診療事業	—	—	地域からの巡回歯科診療ニーズに対応するため、歯科診療車の有効活用など県歯科医師会と効率的な運営を検討しながら、障害者の歯科医療体制の確保を継続していく。	現状維持
5		精神科救急医療体制整備事業費	—	②	活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、情報センターの目的である個々の相談業務に応じ医療機関の紹介や受診援助に関する情報提供等が適切に行われている。引き続き休日夜間の対応を行うほか、平日夜間について、必要性等を把握のうえ実施の要否等を検討する。	改善

6	取組項目 i	広域災害・救急医療情報システム費	医師会、医療機関と連携した訓練などを実施するとともに、長崎県DMAT研修等の内容見直しを行った。	②	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の各種訓練等への活用などにより災害医療体制の強化に努める。	改善	
7		感染症予防対策事業	—	②	感染症の発生、流行リスクの変化に応じて、原因究明を図りつつ、医師会等の関係者と連携して、情報を発信していく。	現状維持	
8		結核予防対策事業	高齢者施設に対しての継続した講話等の実施や市町が行う結核健診の受診率向上に向けた周知をおこなう。	②	高齢者結核に対する対策を強化し、また、一般住民に対しても結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を通じて、効果的な結核対策を進める。その他、結核患者に対し、適切かつ確実な服薬支援を通じて感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。	改善	
9		肝炎対策事業費	肝炎医療コーディネーターを養成し、肝炎対策を関係医療機関や市町と協働して実施するための体制整備を図った。	②	関係機関を通じての肝炎対策の周知や肝炎医療コーディネーターの養成を継続し、潜在的な未受検者の更なる受検促進を図る。また、肝炎ウイルス検査で陽性となった方を医療機関での定期的な検査や適切な治療に繋げるため、各県立保健所と連携し対象者に対し更なるフォローアップ(受診勧奨)を行う。	改善	
10		献血及び骨髄移植推進費	R1年度は、若年層に対する啓発活動を関係機関と連携・強化するとともに、これまでの献血大会を見直し、献血功労者表彰に特化した式典として開催する。	②⑥	若年層の献血者を確保し将来にわたって安定的に輸血用血液を供給するために、採血業務を行っている血液センターや市町と連携し若年層への啓発事業の充実、強化を図っていく。	改善	
11		取組項目 ii	薬事監視指導費	違反施設に対する改善指導を徹底するため、薬事監視員研修会等の内容を見直し、監視技術の向上を図る。	②⑤	医薬品等一斉監視指導期間を中心に、研修会や立入検査を通して、医薬品等の適正な取扱いについての指導を行い、管理が不適切な医薬品等による健康被害等の防止対策を図っていく必要がある。さらに、違反施設に対する改善指導を徹底するため、薬事監視員研修会等の内容を見直し、監視員による監視技術の向上を図っていく。	改善
12			業務行政費	R1年度は、薬機法改正により、薬局の機能強化等が義務付けられることから、関係団体等と連携しながら、各地区で説明会を開催する。	②⑥	法改正による薬局の機能強化等を図るため、国の委託事業を活用した研修会等を通じて、さらに質の高い薬剤師・薬局を整備していく必要がある。また、ジェネリック医薬品の普及等については、国が掲げる目標(R2年9月までに普及率を80%にする)達成に向け、さらに協議会等で取り組む必要がある。	改善
13			麻薬指導取締費	—	—	本事業は医療に必要不可欠な麻薬及び向精神薬を適正に使用し、乱用による弊害を防止することを目的としており、違反や重大な事故を防止するために継続して事業を実施する必要がある。	現状維持
14		毒物及び劇物指導取締費	—	—	—	農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく必要がある。	現状維持
15		取組項目 ii	臓器移植対策事業	—	—	県内からの臓器提供は継続的に年間2、3件行われてはいるものの、移植医療に対する病院内の体制や看護師等従事者の理解は十分とは言えず、継続して本事業を推進していく必要がある。運転免許証や健康保険証などに臓器提供の意思表示の記載欄はあるが、県内からの臓器提供の多くが家族の承諾によるものであり、県臓器移植コーディネーターを通して広く県民に啓発を図る必要がある。	現状維持

注：「2.平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点